第２２期第１８回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

１　日　　時　　令和５年１２月６日（水）１３時２０分～１３時５０分

２　場　　所　　くしろ水産センター３Ｆ　大会議室

３　出席委員　　川崎一好　柳谷法司　亀田元教　上野　仁　後藤義勝　石川和男
　　神山久典　秋森新二　中村純也　西田達雄　山﨑貞夫　近藤龍洋

４　事 務 局　　佐々木事務局長　山方主任　田中主事　曽谷主事

５　臨 席 者　　釧路市東部漁業協同組合　司口組合長
　　釧路総合振興局　武蔵水産課長　服部漁業管理係長　吉田技師
　　十勝総合振興局　小川水産課長

６　議事事項
　　議案第１号　けがにの採捕禁止に係る委員会指示の発動について
　　議案第２号　特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の
　　当初配分等について（答申）
　　議案第３号　知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等
　　について（答申）

７　報告事項
（１）さんまに関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量の
　　変更について
（２）秋さけの沿岸漁獲状況について
（３）秋さけの親魚捕獲状況について

８　その他

９　議事の経過
（１）開　　会

事務局　委員会の開催に先立ちまして、本日のご臨席者をご紹介いたします。
釧路市東部漁協司口組合長様でございます。
議事の評決には参加できませんが、どうぞよろしくお願いします。
それでは、只今から、第２２期第１８回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。
開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶申し上げます。

（２）会長挨拶

委員会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。
委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。
本日、オブザーバーとして釧路市東部漁協の司口組合長さんにご出席を賜りました。
厚岸漁協の蔵谷組合長は、急用により出席されておりませんが、今後、皆さんの仲間となるということで、よろしくお願いします。
さて、先月の２０日をもって、管内のサケ定置が終漁しました。
後ほど水揚げ状況を報告いたしますが、釧勝地区全体で数量が

２，６８５トン、前年比９４％、金額が１７億９千万円、前年比７３％となっております。
全道的にも前年を大きく下回る状況となっており、原因はハッキリいたしませんが、今年は高水温の影響が大きかったのではないかとの話も出ております。
今年も早いもので残り１ヶ月を切りました。
冬の漁に向けて、今後も安全操業を心がけ、海難事故には十分注意するよう、お願いします。
本日は公務ご多忙の中、釧路及び十勝総合振興局の水産課長をはじめ、担当者の方々にご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。
本日の委員会は、議事事項３件、報告事項３件となります。
委員の皆様には慎重な審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願いします。

（３）出席人員報告

事務局　この後の会議進行は、川崎会長にお願いいたします。

会　長　それでは、出席人員を報告いたします。
委員総数１２名中、出席委員は１２名であり、過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

（４）議事録署名委員の選出

会　長　次に、議録署名委員につきまして、委員会規程第７条の規定により、私から指名させていただきます。
本日の議事録署名は、秋森委員と山﨑委員にお願い致します。

（５）議事の経過

会　長　それでは、議事事項に入ります。
議案第１号「けがにの採捕禁止に係る委員会指示の発動について」を上程いたします。　事務局より説明願います。

事務局　議案第１号についてご説明いたします。
管内の毛がに漁業者団体である「釧路東部海域」及び「十勝釧路西部」の毛がに資源対策協議会から、けがに資源の保護を図るため、けがにの採捕禁止に係る委員会指示の継続について要請がありました。
本委員会指示については、大臣又は知事の許可を受けていない者に対して、「甲長８センチメートル以上の雄のけがに」の採捕制限を行うことにより、けがに資源の保護とけがに漁業者の経営安定を図ることを目的として、昭和６２年から毎年発動しております。
現在発動中の委員会指示が本年１２月３１日をもって期間満了となるため、改めて来年１年間の委員会指示を発動しようとするものです。
１枚めくっていただき、１ページ目が指示文案になります。
下線部分が昨年からの変更点で　指示期間を令和６年１月１日から１２月３１日までに更新するものです。
指示海域及び指示内容は、現在の委員会指示から変更ありません。
２ページ目は指示海域の概略図、３ページ、４ページに要請文を添付しております。
なお、委員会指示の発動日については、本委員会で決定後、所要の事務手続きを経て、釧路総合振興局の掲示板に掲示した日とさせていただきます。　ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会　長　　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　　（な　し）

会　長　　よろしいですか。

各委員　　（は　い）

会　長　　それでは、原案のとおり委員会指示を発動することとします。
　次に、議案第２号「特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。
　事務局より説明願います。

事務局　　議案第２号について、ご説明します。
　ＴＡＣの管理期間が、令和６年１月１日から１２月３１日までとなるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群に係る漁獲可能量の設定及び国の留保からの追加配分等があった際の変更の取扱いについて、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたので御審議いただくものです。
　詳細については、振興局から説明いたします。

釧路振興局服部係長　　釧路総合振興局水産課漁業管理係長の服部です。
　私から説明させていただきます。
　資料１ページ目が知事からの諮問文になります。
　諮問の内容は２点あります。
　１点目は、令和６年１月から１２月までを管理期間とする「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」の３魚種の知事管理漁獲可能量についてです。
　２点目は、「さんま」及び「まいわし太平洋系群」の、国の留保からの追加配分等に伴い漁獲可能量を変更する必要が生じた場合に、速やかに配分するための取扱いについて、海区委員会の意見を聴くものです。
　まず、令和６管理年度における漁獲可能量及びその配分について、ご説明いたします。
　資料１－１　「令和６年のＴＡＣについて」をご覧願います。
これは、11 月２日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。
　まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和５年３月のＮＰＦＣ年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ２５％の削減措置が合意されたことに伴い、令和５年の漁獲可能量が約３万７千トン減の１１万 8,131 トンとなっています。
　北海道への配分については、令和６管理年度についても昨年同様の 4,800 トンとなっております。
　本件に関しては、来年開催予定のＮＰＦＣ年次会合で新たな管理措置が採択された場合には、変更される可能性がある旨ご了承いただければと思います。
　次に、まあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、ＴＡＣ管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われており、北海道におきましては、今まで同様、「現行水準」となっています。
　釧路十勝管内において、マアジの専業者がいないため、説明は割愛させていただきます。

続いて、まいわし太平洋系群ですが、ＭＳＹを達成する親魚量＝ＳＢＭＳＹは１１８万７千トン、2022 年の親魚量は２４０万５千トンでＳＢＭＳＹを上回る資源状態となっております。
令和６管理年度のＴＡＣ配分については、１１月２日開催の水政審資源管理分科会で９７万１千トンが、令和６年のＴＡＣとして設定されております。
太平洋系群は、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が６３万６，２００トン、北海道の知事管理量は、前年より５，８００トン少ない３万２，８００トンの設定となっています。
全体のＴＡＣが増えたのになぜ北海道の配分が減ったかということについては、配分の基礎となる漁獲実績の基準年が、令和２年から令和４年まで３年間に変更となったことから、北海道の割合が 4.92%から 3.97%に、約１％減少したためです。
なお、国ではマイワシのＴＡＣの１５％１４万５，７００トンを留保しておりますが、IQ 管理区分への追加配分により留保は１１万６，５００トンとなっております。
この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、操業に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものです。
次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分について、ご説明いたします。
まず、さんまについては資料１－２をご覧ください。
配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理します。
なお、国から配分された 4,800 トンのうち、さんま漁業への配分については、直近３カ年の平均採捕数量の比率により 4,700 トンを配分することとしております。
この 4,700 トンの中には、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、1,600 トンが上乗せされております。
続いて、資料１－３のまあじについてですが、「まあじ」への配分は国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、これまで同様、「現行水準」として全道で管理するものです。
次に、資料１－４のまいわしをご覧願います。
国から北海道に示された数量 32,800 トンのうち、 道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用や、ロシア２００海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる 「火光を利用する敷網試験操業」へ２万５，０００トン、令和４管理年度と同量を配分しております。
「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業での採捕が大半を占めておりますが、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。
資料１－５には、令和５年配分量と令和６年配分量の比較について記載しておりますので、後ほどお目通し願います。
以上が諮問内容の１点目です。
諮問内容の２点目、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について（案）」についてですが、資料は戻りますが、３ページ目の別紙２をご覧下さい。
背景ですが、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第 16 条第５項において準用する同条第２項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、さんま及びまいわし太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう

配分の迅速性を確保するために、予め機械的な追加配分の方法を定め、そのルールについて、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、変更については事後報告で対応できるとされてきたところです。
今後の取扱いをご覧ください。
さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙１－１の第３に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。
また、まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙１－３の第３において、予め定めた方法により配分することとしておりますが、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとし、これについても知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。
長くなりましたが諮問内容の説明は以上となりますので、ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

会　長　ご意見、ご質問等があれば、お受けしたいと思います。
いかがですか。

各委員　（な　し）

会　長　諮問の内容について、適当と認めてよろしいですか。

各委員　（は　い）

会　長　それでは、議案第２号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
次に、議案第３号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局　議案第３号について、ご説明します。
北海道水産林務部漁業管理課及び釧路総合振興局が所管する知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたので、御審議いただくものです。
詳細については、釧路振興局から説明いたします。

釧路振興局服部係長　続きまして議案第３号について、説明させていただきます。
今回諮問する知事許可漁業は、４漁業種類あります。
・釧路沖合海域におけるハナサキガニ及びクリガニを対象としたかにかご漁業
・道東太平洋海域のすけとうだら固定式刺し網漁業
・北海道太平洋沖合海域の小型さけ・ますはえ縄漁業
・釧路沖合海域におけるアイナメを対象としたかご漁業
の４漁業における制限措置の内容の諮問になります。
それぞれの漁業の許可すべき船舶等の数については、参考として関係漁協の意見を聞いた上で設定し、その他の制限措置の内容については、従前

どおりでございます。
　申請期間につきましても、従前どおり１ヶ月間確保してございます。
　以上で議案第３号の説明を終わります。

会　長　　只今の説明について、ご質問はありませんか。

各委員　　（な　し）

会　長　　ご意見がなければ、諮問内容について、適当と認めてよろしいですか。

各委員　　（は　い）

会　長　　それでは、議案第３号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
　次に、報告事項に入ります。
　報告事項１「さんまに関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」事務局より説明願います。

事務局　　報告事項１をご覧ください。
　令和５年１１月２日付けで令和５管理年度に係るさんまのＴＡＣ数量を変更した旨、北海道知事から報告がありました。
　国の留保から追加配分があったもので、変更内容は、
北海道漁獲可能量が、変更前 4,800 トン、変更後 10,713 トン、
うち北海道さんま漁業が、変更前 4,600 トン、変更後 10,513 トンです。
　さんまに係る国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針において、全量を北海道さんま漁業から加除すると規定されていることから、全量を北海道さんま漁業に配分したものとなっております。
　なお、本年６月６日に開催しました海区委員会において、北海道資源管理方針に基づく配分数量の変更については、海区委員会へ事後報告で対応することに決定しているため、このたび報告があったものです。
　説明は以上です。

会　長　　只今の説明について、ご質問はありませんか。

各委員　　（な　し）

会　長　　次に報告事項２「秋さけの沿岸漁獲状況について」並びに報告事項３「秋さけの親魚捕獲状況について」、事務局より説明願います。

事務局　　「報告事項２　資料１」をご覧ください。
　１１月３０日現在のエリモ以東海域の秋さけ定置漁業の漁獲状況についてでございます。
　釧路管内の漁獲尾数は約４８万４千尾、前年比１１１パーセント、
漁獲金額は約９億４千万円、前年比９７パーセント、
十勝管内の漁獲尾数は約４０万５千尾、前年比７２パーセント、
漁獲金額は約８億５千万円、前年比５７パーセントでございます。
一番下のエリモ以東全体、合計になりますが、
漁獲尾数は、約１０９万２千尾、前年比８７パーセント、
漁獲金額は約２２億４千万円、前年比７３パーセントです。
　めくっていただいて、資料２として、平成２５年から今年までの推移の

資料となっておりますので、後ほどお目通し願います。
　続いて、報告事項３をご覧ください。
　上段のグラフは、平成２５年から今年までの釧路川と十勝川の親魚捕獲数の推移、下段の表は、地区ごとの親魚捕獲数と収容卵数になっております。
　上段の釧路川と十勝川の捕獲数ですが、１１月３０日現在で、釧路川が 36,506 尾、十勝川が 168,664 尾となっております。
　下段の種卵確保状況ですが、１２月４日現在の捕獲数の実績は、東部地区が 39,334 尾、達成率 46.5%、西部地区が 196,462 尾、達成率 136.4%、合計 235,796 尾、達成率 103.2%となっております。
　また、右側の移植を含みます収容卵数の状況ですが、東部地区が 7,391 万 2 千粒、達成率 95.4%、西部地区が 1 億 3,264 万 9 千粒、達成率 100.4%、合計 2 億 656 万 1 千粒、達成率 98.5%となっております。
　資料の最後に、１１月３０日に開催されました北海道連合海区漁業調整委員会で配付のありました漁獲状況などの資料を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。
　なお、連合海区の資料は、秋さけ定置漁業の他、特別採捕等によるさけの漁獲も含まれており、先程説明しました報告事項２のエリモ以東の数値とは若干差がございますので、留意願います。
　報告事項２と３については、以上です。

会　長　　只今の説明について、ご質問はありませんか。

亀田委員　　報告事項３について、事務局から説明がありました。
　東部地区の達成率 95.4%、西部地区が 100.4%となっておりますが、収容卵は、十勝から 3,300 万粒、根室増協から 1,000 万粒を移植卵として、東部地区が 95.4%になっているという内容です。
　東部地区の捕獲数の達成率は 46.5%であり、釧路地区の親魚河川遡上については、将来的に考えていただきたい。

会　長　　それでは、亀田委員のご発言も含めて、皆さんからご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

各委員　　（な　し）

会　長　　本日予定の案件は全て終了しました。
　事務局から何かありますか。

事務局　　次回の委員会は、今月２２日（金）１０時から、ここマリントポスで開催を予定しております。
　議題は定置免許申請者の適格性審査です。よろしくお願いします。
　以上です。

会　長　　それでは、以上で本日の委員会を終了します。
　ご苦労様でした。